

## ○ 愛知県B型・C型肝炎患者医療給付事業における改正の内容

番号	項目	制度の改正内容	対応	様式における該当箇所
1	助成対象治療法の制度利用回数について	B型慢性肝疾患のインターフェロン治療について、2回目の治療まで制度利用をできるようになりました。 また、これまでにインターフェロン製剤（ペグインターフェロン製剤を除く）による治療に続いて、ペグインターフェロン製剤による治療を受けて不成功であった方については、再度ペグインターフェロン製剤による治療を受ける場合、3回目の助成を受けられるようになりました。	・診断書（裏面）【認定基準】を変更しました	・様式2-1から2-2 ・様式2-4から2-8裏面 ・様式2-3（新規追加）
2	助成対象治療法の申請書類について	B型肝炎核酸アナログ製剤治療更新申請に係る診断書を、診断書又は検査内容が分かる資料が提出された認定以降2回目までの認定においては、提出を省略できるようになりました。 ※治療内容が分かる資料は提出が必須となります。	・申請書の様式を変更しました。 ・次回の更新申請を行う際に診断書又は検査内容が分かる資料の提出が必須となる方については、受給者票の上部に、診断書又は検査内容が分かる資料の提出が必要となることが印刷されるようになりました。	・様式1
3	寡婦控除等のみなし適用について	自己負担限度額の算定において、未婚のひとり親についても、地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫（以下「寡婦等」という。）とみなし、未婚のひとり親の所得をその他の寡婦等の所得と同等に取り扱うことができるようになりました。	・各申請窓口において、条件に該当する申請者のうち、「誓約書（様式13）」等の書類を提出した方については、寡婦控除等のみなし適用後の税額から自己負担限度額を算定します。	・様式13（新規追加）
4	償還払いにおける他者への請求者選任について	受給者が、B型・C型肝炎患者医療給付事業費請求書（受給者請求用）（様式11）により償還払いの請求を行う場合、事業費の請求者として本人以外の方を選任するときは、B型・C型肝炎患者医療給付事業費請求書（受給者請求用）に係る選任届（様式12）の提出が必要になりました。	・受給者が、B型・C型肝炎患者医療給付事業費請求書（受給者請求用）（様式11）により償還払いの請求を行う際、受給者以外の名義人の口座への振り込みを希望する場合は、B型・C型肝炎患者医療給付事業費請求書（受給者請求用）に係る選任届（様式12）を提出する必要があります。	・様式12（新規追加）
5	インターフェロンフリー治療に係る診断書の治療予定期間記入欄の変更について	B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票（インターフェロンフリー治療）認定に係る診断書（様式2-8）治療内容欄の「治療予定期間」に「治療開始は、B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票交付日の翌月とする。」のチェック項目を追加しました。	・B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票（インターフェロンフリー治療）認定に係る診断書（様式2-8）による申請のうち、「治療開始は、B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票交付日の翌月とする。」にチェックが入っているものについては、B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票の有効期間として交付日の翌月初日から起算した期間を認定することとします。	・様式2-8
6	診断書様式等における元号記載の削除	診断書様式等の一部の様式について元号の記載を削除しました。	—	・様式2-1から様式2-9 ・様式5